

市営住宅退去について

(該当する部分のみ適用)

退去までにすること

- ・ 畳の表の張り替え交換
- ・ ふすまの張り替え交換 (業者に依頼してください)
- ・ 障子の張替え交換 (業者に依頼してください)
- ・ 入居者の破損した部分の修繕。ただし、塗装、壁紙の通常使用による汚れは含みません。

持って出て行くもの(入居者が設置したもの)

- ・ ガスコンロ・湯沸かし器・エアコン・クーラー等
- ・ 入居者が付けた棚、釘、ピン、シールなど
- ・ 入居者の所有物
- ・ 入居者が設置した照明器具

置いていくもの(入居者が設置したもの以外)

- ・ 換気扇
- ・ カーテンレール
- ・ 告知端末・ケーブルテレビの線、ケーブル電話機
- ・ 市の所有物
- ・ 市が設置した照明器具

市に返却するもの

- ・ カギ
(玄関、物置などのカギ全て。スペアキーを作っている場合はそれも頂きます。)

退去後、市が退去後の室内の確認をし、上記事項が実施されていない場合は再度連絡をさせていただきます。

戸襖 (表壁紙 + 裏ふすま紙の戸) がある場合はふすまのみ交換してください。

入居者自ら修繕した場合は再度手直ししてもらうことがあります。